

島 原 市 教 育 委 員 会 議 案 集

報告第 3 号 臨時代理の報告について（長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定
検討委員会設置要綱の一部改正）

報告第 4 号 臨時代理の報告について（島原城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱）

（通常議案）

第50号議案 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

第51号議案 令和 3 年度使用島原市立中学校教科書採択について

第52号議案 令和 2 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価に関する報告書について

第53号議案 令和 2 年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

第54号議案 令和 2 年度ふるさとにもどってこね奨学金奨学生の決定について

（追加議案）

第55号議案 島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第56号議案 島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第57号議案 島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第58号議案 島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第59号議案 島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 2 年 8 月 7 日 定例会

報告第 3 号

臨時代理の報告について

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和 31 年島原市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の理由

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 3 条の規定に基づく要綱の一部を改正することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

2. 臨時代理の内容

長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

3. 臨時代理年月日

令和 2 年 7 月 15 日

臨 時 代 理 書

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和 31 年島原市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定に基づく要綱の一部を改正することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、同規則第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理する。

令和 2 年 7 月 15 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の内容

別紙のとおり

(別紙)

長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱

の一部を改正する要綱

長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱（平成30年島原市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成31年3月31日」を「委嘱の日から長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画の策定・公表の日」に改める。

第7条の次に、次の1条を加える。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

(参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に
代理させる規則（抜粋）

（教育長に対する委任事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（1）から（16）まで 略

（委任事務の特例）

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務のうち、重要と認めるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経ることができる。

（臨時措置）

第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。

2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に報告しなければならない。

報告第 4 号

臨時代理の報告について

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和 31 年島原市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の理由

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 2 号の委員の委嘱を承認することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

2. 臨時代理の内容

島原城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について

3. 臨時代理年月日

令和 2 年 7 月 15 日

臨 時 代 理 書

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和31年島原市教育委員会規則第6号）第2条第12号の委員の委嘱を承認することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、同規則第4条第1項の規定により臨時に代理する。

令和2年7月15日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

1. 臨時代理の内容

別紙のとおり

(別紙)

島原城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について

島原城跡保存活用計画策定検討委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	所 属	役 職	備 考
北垣聰一郎	石川県金沢城調査研究所	名誉所長	城郭史・土木建築史
岡林 隆敏	長崎大学	名誉教授	土木工学
宮武 正登	佐賀大学	教授	城郭史
松尾 卓次	島原市文化財保護審議会	会長	郷土史（島原半島）
東村 晃二	島原観光ビューロー	総合企画支 援部長	島原城指定管理者
森本 和孝	島原市	教育長	

(任期：令和２年７月１５日から保存活用計画の策定・公表の日まで)

(参考)

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に
代理させる規則（抜粋）

（教育長に対する委任事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（1）から（11）まで 略

（12） 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。

（13）から（16）まで 略

（臨時措置）

第4条 教育長は、前2条に定める事項について特に緊急やむを得ない事情が生じた場合に限りこれを臨時に代理することができる。

2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の委員会に報告しなければならない。

長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、8人以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画の策定・公表の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第50号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる
規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和31年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に基き」を「の規定に基づき」に改める。

第2条第2号中「・公民館及び図書館」を「その他教育機関」に改め、同条第3号中「申出る」を「申し出る」に改め、同条第6号中「教育」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) 委員会事務局職員及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員
(第4号の教職員及び会計年度任用職員等は除く。)の任免を行うこと。

第2条第8号中「・公民館及び図書館」を「その他教育機関」に改め、同条第10号中「委員会規則」の次に「その他委員会の定める規程」を加え、同条第11号中「申出る」を「申し出る」に改め、同条第12号中「の任命」を「を任命し、」に改め、同条第13号中「校長・教頭・教員」を「校長、教頭、教員」に改め、同条第15号中「学令」を「学齢」に改める。

第4条第2項中「報告し」の次に「、承認を受け」を加える。

第5条第4号中「法第25条第1項の規定に基づいて」を「第2条の規定により」に改め、同条第5号中「法第25条第1項の規定に基づいて」を「前条第1項の規定により」に改める。

附則

この規則は、令和2年8月7日から施行する。

令和2年8月7日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

各条文について所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則
の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。 （教育長に対する委任事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 略 (2) 学校その他教育機関 の設置及び廃止を決定すること。 (3) 教育財産の取得を市長に申し出ること。 (4)及び(5) 略 (6) 委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。 (7) 委員会事務局職員及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（第4号の教職員及び会計年度任用職員等は除く。）の任免を行うこと。 (8) 学校その他教育機関 の敷地を選定すること。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。 （教育長に対する委任事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1) 略 (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。 (3) 教育財産の取得を市長に申出る こと。 (4)及び(5) 略 (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。 (7) 教育次長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。 (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。	【改正の内容】 根拠を示す部分の字句の修正 【改正の内容】 法第25条第2項第3号との整合性を図るための改正 【改正の内容】 字句の修正 【改正の内容】 第1条で定義していることに伴う字句の修正 【改正の内容】 法第25条第2項第4号との整合性を図るための改正 【改正の内容】

改 正 案	現 行	解説及び資料
状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならぬ。 (1)から(3)まで 略 (4) 前3号に定めるもののほか、<u>第2条の規定により</u> <u>教育長に委任した事務</u>のうちの重要と認め るもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集され る会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるとき は、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。） (5) <u>前条第1項の規定により</u> <u>教育長に臨時に</u> 代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に 招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認 めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含 む。）	状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならぬ。 (1)から(3)まで 略 (4) 前3号に定めるもののほか、<u>法第25条第1項の規定</u> に<u>基づいて教育長に委任した事務</u>のうちの重要と認め るもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集され る会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるとき は、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。） (5) <u>法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に</u> 代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に 招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認 めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含 む。）	【改正の内容】 引用条文の改正 【改正の内容】 引用条文の改正

(※参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 5 5 号議案

島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱（平成 2 6 年教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

令和 2 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

本市補助金交付の一般原則を規定した島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付額確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市教育文化振興事業団運営費補助金交付確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	【第7条の規定】 補助金の額の確定について規定した条文 【第7条の改正】 島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

第56号議案

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市学校教育振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

令和2年8月7日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

本市補助金交付の一般原則を規定した島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市学校教育振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現	行	解説及び資料
島原市学校教育振興補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市学校教育振興補助金交付額確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	島原市学校教育振興補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市学校教育振興補助金交付確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。		【第7条の規定】 補助金の額の確定について規定した条文 【第7条の改正】 島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

第 57 号議案

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱（平成 26 年教育委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

令和 2 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

本市補助金交付の一般原則を規定した島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
島原市小・中学校育友会補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市小・中学校育友会補助金交付額確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	島原市小・中学校育友会補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市小・中学校育友会補助金交付確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	【第7条の規定】 補助金の額の確定について規定した条文 【第7条の改正】 島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

第 58 号議案

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成 26 年教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

様式第 4 号中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

令和 2 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

本市補助金交付の一般原則を規定した島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱 （補助金の額の確定） 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>交付額確定通知書</u>（様式第4号）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。	島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱 （補助金の額の確定） 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>交付確定通知書</u>（様式第4号）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。	【第9条の内容】 補助金の額の確定について規定した条文 【改正の内容】 島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

改正案	現行	解説及び資料
様式第4号（第9条関係） 島原市指令 第 号 (令達先) (住所) ⑩ (氏名) ⑪ (法人団体等にあつては名 称及び代表者の氏名) 年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）交付額確定通知書 年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度（補助金等の名称）について、島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第12号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。 年 月 日 島原市長 ⑫ 記 1 交付決定額 円 2 交付確定額 円	様式第4号（第9条関係） 島原市指令 第 号 (令達先) (住所) ⑩ (氏名) ⑪ (法人団体等にあつては名 称及び代表者の氏名) 年度島原市社会教育関係団体等補助金（補助金等の名称）交付確定通知書 年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度（補助金等の名称）について、島原市社会教育関係団体等補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第12号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。 年 月 日 島原市長 ⑫ 記 1 交付決定額 円 2 交付確定額 円	【改正の内容】 様式第4号について、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

第 59 号議案

島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市学校給食会運営費補助金交付要綱（平成 30 年教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「交付額確定額通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

令和 2 年 8 月 7 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

本市補助金交付の一般原則を規定した島原市補助金等交付規則との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
島原市学校給食会運営費補助金交付要綱 （補助金の額の確定） 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市学校給食会運営費補助金交付額確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	島原市学校給食会運営費補助金交付要綱 （補助金の額の確定） 第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市学校給食会運営費補助金交付額確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。	【第7条の規定】 補助金の額の確定について規定した条文 【第7条の改正】 島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表
- G I G Aスクール構想の実現に向けた計画等
確認書について

令和 2 年 8 月 7 日 定例会

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	水	学校経営訪問	9:30	第五小学校	教育委員、教育長、次長、課長、長岡、中尾
1	水	保育園・幼稚園巡回訪問（2・3・6・9・13・14）	10:00	白山保育園ほか	森田
1	水	学校経営訪問	13:30	高野小学校	教育委員、教育長、次長、課長、長岡、中尾
1	水	就学相談（2・12・20）	15:30	安中公民館ほか	森田
2	木	教科用図書採択第1回選定委員会	10:00	千々石庁舎	小鉢
2	木	パソコン研修	13:30	本庁舎	長岡、中尾
3	金	学力向上に係る学校訪問	9:10	三会小学校	森田
3	金	ジオパーク協議会打ち合わせ	9:30	有明庁舎	中尾
6	月	A L Tミーティング	15:00	森岳公民館	中尾
7	火	就学相談	13:30	杉谷公民館	園田
7	火	県研究指定中間指導	13:40	第二中学校	中尾、小鉢
8	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、長岡、中尾、森田、園田、小鉢
9	木	教科用図書採択第2回選定委員会	10:00	千々石庁舎	小鉢
9	木	5歳児健康診査	12:30	島原市保健センター	森田
9	木	生徒指導推進協議会	13:00	長崎県教育センター	小鉢
9	木	自治研修	15:00	本庁舎	園田
10	金	学校見学（17・20・21）	9:00	第五小学校他	森田
10	金	泡石けんの寄贈	13:30	本庁舎	教育長、園田、小鉢
10	金	長崎県英語教育推進協議会	13:30	有明庁舎	中尾、森田
14	火	自治研修	15:00	本庁舎	中尾、小鉢
15	水	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	課長、長岡、中尾、森田、園田、小鉢
15	水	島原市中体連理事会	14:30	第三中学校	小鉢
16	木	A L T帰国対応（22）	9:00	市内各所	中尾
16	木	教科用図書採択第3回選定委員会	10:00	千々石庁舎	小鉢
16	木	学校給食献立作成会	14:00	杉谷公民館	塩田
16	木	イングリッシュデイキャンプ事前打合せ	14:00	森岳公民館	中尾
17	金	防災塾運営委員会	10:00	雲仙復興事務所	小鉢
17	金	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	園田
17	金	四小校庭芝生利活用推進委員会	19:30	杉谷公民館	長岡
20	月	臨時校長会	15:30	有明公民館	課長、長岡、中尾、園田、塩田
20	月	特別支援学級担任会	15:30	第三小学校	森田
22	水	GIGA Web会議	13:30	有明庁舎	園田
22	水	教科用図書採択第2回採択協議会	14:00	千々石庁舎	立花教育委員、教育長、小鉢
29	水	定例記者会見	10:00	本庁舎	小鉢
29	水	広報委員会説明会	14:00	本庁舎	塩田
29	水	イングリッシュデイキャンプ事前打合せ	15:00	森岳公民館	中尾

島原市教育委員会 8月定例会報告事項

【令和2年7月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	水	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
1	水	地域おこし協力隊委嘱状交付式	9:00	本庁舎	市長、副市長、教育長、次長、課長、中村、中尾隊員
2	木	県社会教育担当者研修会	10:00	大村市	藤井、尾崎、隼田
8	水	市町文化行政担当課長オンライン会議	9:30	有明庁舎	課長
8	水	市民音楽祭代表者会議	19:30	森岳公民館	課長、藤井、小山
14	火	島原城築城400年記念実行委員会歴史文化部会	13:00	森岳公民館	林田、庄司隊員、中尾隊員
14	火	少年センター運営協議会	15:00	森岳公民館	教育長、次長、課長、藤井、出田指導監
15	水	「市長を囲む地域懇談会」の提案・要望に関する検討会	9:00	本庁舎	教育長、次長、課長
15	水	島原城跡保存活用計画策定学識委員と市長との面談	13:30	本庁舎	市長、教育長、次長、課長、中村
15	水	島原城跡保存活用計画策定検討委員会	14:30	本庁舎	教育長、次長、課長、文化財保護推進室
15	火	社会教育担当者会	14:00	安中公民館	藤井、松本指導員
16	水	指定管理者選定委員会	9:00	本庁舎	課長、藤井
20	月	市美術展運営委員会	19:00	森岳公民館	課長、藤井、小山
21	火	島原半島ジオパーク協議会教育保全委員会	13:30	雲仙岳災害記念館	藤井
27	月	健康づくり推進協議会幹事会	13:30	本庁舎	課長
28	火	島原市所蔵古文書調査事業（31日まで）	13:30	島原図書館	吉田
31	金	島原市所蔵古文書調査事業運営打合せ会	9:30	島原図書館	課長、中村、吉田
		少年センター立入調査		市内一円	出田指導監で随時実施
		社会教育委員の会			資料送付による対応
		島原図書館協議会			資料送付による対応
		社会を明るくする運動リーフレット配付			中止
		青少年育成市町民会議連絡協議会			中止
		島原半島社会教育連絡協議会総会			中止
		社会を明るくする運動中学・高校生弁論大会			中止
		島原市青少年健全育成連絡協議会総会			中止
※ 各地区にて高齢者学級〇回（担当：野口）・婦人学級〇回開催（担当：松本）					

【付記事項】

		「社明運動」白山地区懇談会	10:00	白山公民館	中止
		杉谷地区町内対抗ソフトボール大会	8:00	杉谷運動広場	中止
		「社明運動」霊丘地区懇談会	10:00	霊丘公民館	中止
		「社明運動」三会地区懇談会	19:15	三会公民館	中止
17	金	島原市教育文化振興事業団場長会議	10:00	有明文化会館	藤井
27	月	島原文化連盟理事会	13:30	森岳公民館	林田
		「社明運動」森岳地区懇談会	19:30	森岳公民館	中止

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(スポーツ課)

[illegible]